

## 一般社団法人日本色彩学会 論文査読規程

### (目的)

第1条 本規程は、論文誌（Color Science Research）に掲載する論文の査読について規程する。論文とは、原著論文、研究資料、または研究速報とする。

### (査読者の選任)

第2条 査読者は、原則として日本色彩学会会員の中から、論文の内容に応じた適任者を、論文誌編集委員会が選任する。査読者の数は、原著論文および研究資料については2名、研究速報については1名とする。

2 査読者の氏名は著者に知らされないものとする。

### (査読者の責務)

第3条 査読者は、学会誌の権威と著者の権利を保護する責任があり、厳正中立の立場を保持しなければならない。査読者は、査読依頼を受けた事実および査読中の論文の内容を、他者に漏らしてはならない。また、当該論文が公刊されるまでは、その内容を自己のために利用してはならない。

### (査読・審査)

第4条 査読者は、論文の種別に応じ、内容の独創性、新規性、有用性、信頼性、完成度ならびに題目、構成・表現の適切性の観点から査読を行ない、その結果を「掲載可」、「論文修正後に再審査」、もしくは「掲載不可」から選定し、査読コメントと共に論文誌編集委員会へ報告する。

2 論文誌編集委員会は、査読報告にもとづき、論文の「掲載可」、「論文修正後に再審査」、もしくは「掲載不可」の判定を行ない、その結果を著者に通知する。

3 論文誌編集委員会による判定結果が「論文修正後に再審査」であり、かつ著者によって修正論文が提出された場合、査読者は修正された論文を改めて査読し、その結果を論文誌編集委員会に報告する。

4 論文誌編集委員会は、判定結果が「掲載可」もしくは「掲載不可」となるか、もしくは著者によって投稿論文の取り下げがされるまで、「論文修正後に再審査」を繰り返し適用することができる。再査読と再審査は、複数回に及ぶ場合がある。

### (規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、論文誌編集委員会が起案し、理事会が行う。

### 付則

本規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

論文誌を学会誌から分離したことに伴う改正 2023（令和5）年5月27日